

企第 34 号

令和 4 年（2022 年）11 月 14 日

小田原市総合計画審議会長 様

小田原市長 守屋 輝彦



第 6 次小田原市総合計画の評価方法について（諮問）

第 6 次小田原市総合計画の評価方法について、小田原市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。